令和８年11月20日
練馬区教育委員会
こども家庭部
在宅育児支援担当課

練馬区子育てスタート応援券交付事業（子育て支援講座）に係る応援券利用協定締結事業者募集要領

１　目的

本要領は、「子育てスタート応援券（以下、「応援券」という。）」事業に係る子育て支援講座の実施事業者を追加募集し、協定締結候補者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

なお、今回募集する対象事業は、親子の愛着形成や母体ケアを目的とした講座に加え、乳幼児親子を対象とした親子体験事業（公演を含む。）とします。

２　子育てスタート応援券事業について

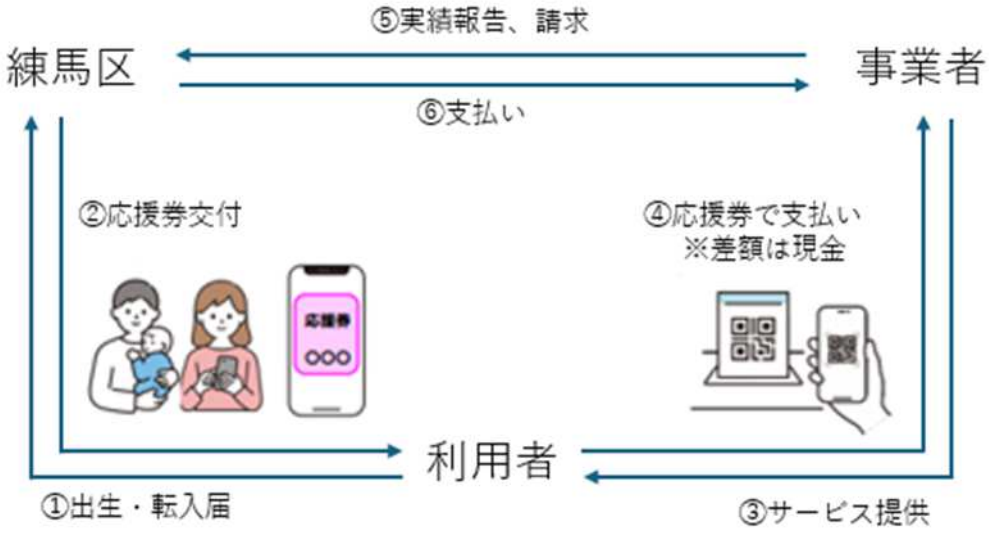
⑴　利用方法

応援券は、利用者が区の指定する子育て支援サービス等を利用する際、利用料金の全部または一部の支払いに使用できます（対象事業ごとに１回あたりの利用上限あり）。利用料金が利用上限を超える場合は、超過分を利用者が負担します。なお、詳細は別途定めます。

⑵　有効期限　お子さんが２歳になった月の末日まで

⑶　応援券の電子化

令和９年度から応援券の電子化を予定しています。応援券の交付から利用、実績報告および請求までをシステム上で行う予定です。イメージは下記のとおりです。



【応援券利用・請求額の例】

※１回あたりの利用上限が応援券 2,000 円相当の場合

料金	利用者の支払い（応援券）	区への請求額
1,000 円	応援券 1,000 円相当	1,000 円
2,000 円	応援券 2,000 円相当	2,000 円
2,500 円	応援券 2,000 円相当＋現金 500 円	2,000 円

3　事業の概要

⑴　対象事業

①　子育て講座

親子の愛着形成や母体ケアを目的とする講座

例）親子リトミック、親子体操、ベビーマッサージ、ベビースイミング、ヨガ、ピラティスなど

②　親子体験事業

乳幼児親子を対象とし、親子で音楽や舞台芸術等を体験・鑑賞する事業

例）コンサート、人形劇、演劇など

⑵　協定期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※令和 10 年度以降は、前年度の実施状況等を踏まえ協定を締結するか決定します。

⑶　履行場所

応募事業者が確保する施設（複数施設可）

※安全かつ安定的に事業を実施できる施設であること。

⑷　その他事項

①　事業実施にあたっては、参加者の安全を確保することとし、利用者のケガや事故等に対応する保険に加入すること。

②　利用者に事業実施日や時間、場所、利用方法などを周知するためのホームページを作成・運用すること。

③　その他、協定書および練馬区子育てスタート応援券交付事業実施要綱等関係法令を遵守すること。

なお、本要領に添付する練馬区子育てスタート応援券交付事業実施要綱（募集要領別紙１）および協定書（募集要領別紙２）は、現行の内容を参考資料として掲載するものです。令和９年度から応援券の電子化に伴い内容を改正する予定であり、協定締結時には改正後の内容を適用します。

4　募集事業者数（予定）

⑴　子育て講座　　５事業者

⑵　親子体験事業　　５事業者

5　参加資格

本件に参加できる者は、つぎの要件を満たしている者とします。

⑴　事業者要件

①　原則として練馬区内で事業を実施する事業者であること。ただし、練馬区内で事業を実施する場合は、隣接区市（板橋区、豊島区、中野区、杉並区、西東京市、武蔵野市、新座市、朝霞市、和光市）での実施も認める。

②　応募する事業において１年以上の事業実績を有する者であること。

③　特定の政党もしくは政治家または宗教を支持する活動を行わない者。

④　個人情報の保護、災害時の対応、苦情対応等、協定書の内容を遵守することができる者。

⑵　事業要件

①　事業別要件

【子育て講座】

対象事業を、令和８年度に年間を通じて月１回程度以上実施しており、かつ令和９年度も引き続き年間を通じて月１回程度以上実施する見込みがある者。なお、公共施設等を都度抽選により確保して実施する場合など、継続的かつ安定的な事業実施が困難と認められる場合は対象外とします。

【親子体験事業】

対象事業の実施実績を有し、令和９年度に対象事業を年２回以上実施する見込みがある者。

②　共通要件

ア　実施回数の要件は、複数の施設で実施する場合、それぞれの実施回数を合算して満たすことができます。

イ　対面による参加機会を設けている事業を対象とします。オンラインのみで実施する事業は対象外とします。

ウ　月謝制の事業は対象外とします。ただし、１回ごとの利用料金を設定した体験講座等は対象とします。なお、応援券利用者のみに体験回数を制限することはできません。

エ　応援券を利用できるのは事業の利用料金に限ります。利用料金以外に材料費、登録料、教材費その他の実費負担がある場合は、利用者負担とし、その内容および金額を利用者に事前に明示してください。

オ　応援券を利用して参加した体験講座等の利用料金を、入会金、会費その他の費用へ振り替え、または充当することはできません。

6　欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件に参加できません。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

⑵　提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年４月１日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

⑶　「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年８月２日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

⑷　法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

⑸　経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

7　審査の方法

7－1　日程（予定）

募集要領の公表	令和８年 11 月 20 日（金）
協定締結希望届、納税証明書提出期限	令和８年 12 月４日（金）
質問書提出期限	令和８年 12 月４日（金）
質問回答	令和８年 12 月 11 日（金）
応募書類の受付期限	令和８年 12 月 21 日（月）
一次審査結果通知（書面・メール）	令和９年１月８日（金）発送予定
二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）	令和９年１月 14 日（木）午後 または　１月 20 日（水）午前
二次審査結果通知（書面・メール）	令和９年２月上旬（予定）

7－2　応募方法

応募事業者は、協定締結希望届に係る事項を以下のフォームに入力するとともに、納税証明書を提出してください。

⑴　受付期限

令和８年 12 月４日（金）

⑵　提出方法

以下のフォームに必要事項を入力の上、提出してください。

【LoGo フォーム URL】　https://logoform.jp/f/91Nly

⑶　提出書類

納税証明書（直近１年分）

①　法人

法人事業税、法人税ならびに消費税および地方消費税の納税証明書（その１）

②　個人

申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税証明書（その１）

※LoGo フォームで提出する納税証明書は写しでも可とします。

⑷　原本の提出

納税証明書の原本は、令和８年 12 月 21 日（月）までに、応募書類と併せて提出してください。

⑸　応募の辞退

提出後に応募を辞退する場合は、LoGo フォームにより辞退の手続きを行ってください。

７－３　質問回答

本件に関する質問は、12 月４日（金）までに以下のフォームで提出してください。

【LoGo フォーム URL】　https://logoform.jp/f/91Nly

回答は、令和８年 12 月 11 日（金）に質問者名を伏せた上で、協定締結希望届を提出した事業者全員に電子メールにより回答します。

７－４　応募書類の提出

協定締結希望届を提出した応募事業者は、以下の要領で応募書類を提出してください。

⑴　提出期限

令和８年 12 月 21 日（月）午後５時まで

⑵　提出方法

直接持参（土日祝日を除く）または郵送(必着)

※持参の際は、事前にご連絡をお願いします。

※郵送の場合、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。

⑶　受付場所

〒176-0012　練馬区豊玉北５-28-３

在宅育児支援担当課　子育て事業係

電話　03-3993-1052

⑷　応募書類

つぎの書類について、正本各１部、副本各５部を提出してください。

提出書類は、下記①ア、イ、②ア～オの順にフラットファイルに綴じて、各項目にインデックス（見出し）をつけてください。

① 応募事業者に関する書類

ア 事業者概要書（様式１）

イ 事業者パンフレット等（作成している場合のみ）

② 事業に関する書類

ア 事業実施説明書（様式２－１、２－２）

イ 事業実施の状況が確認できる資料

（事業実施時の写真、活動記録、配付資料など）

ウ 実施施設の概要が確認できる資料

（案内図、平面図、パンフレット、施設案内、ホームページの写しなど）

エ 実施施設の確保状況が確認できる書類（自己保有施設を除く）

つぎのいずれかの書類の写しを提出してください。

(ア)賃貸借契約書等の賃貸期間が確認できる書類の写し

※賃貸借期間満了まで６か月以内の場合は、契約更新が確認できる書類の写し（契約更新手続き書類など）も提出してください。

(イ)利用承認書、利用許可書等の施設の確保状況が確認できる書類の写し

オ 保険証書の写し

⑸ その他

提出期限後の提出書類の差替えはできません。ただし、区が追加資料の提出を求めた場合を除きます。また、契約前その他やむを得ない事情により提出期限までに提出できない書類がある場合は、あらかじめ区へご相談ください。

７－５ 一次審査

参加資格を満たす者の応募数が、子育て講座または親子体験事業のいずれかにおいて７者を超えた場合は、当該事業について選考書類および提出書類に基づく一次審査を実施します。一次審査は合計点の高い順に評価し、当該事業の応募者のうち上位７者を一次審査通過とします。審査結果は令和９年１月８日（金）までに書面（電子メール）により通知します。

７－６ 二次審査

一次審査を通過した者について、二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）を令和９年１月14日（木）または同月20日（水）に実施します。日時は区が指定し、一次審査通過者に別途通知します。

審査は、応募書類、プレゼンテーションおよびヒアリングの内容を総合的に評価して行います。区の求める水準以上（配点の７割以上）の提案を行った事業者のうち、評価の高い者から、子育て講座および親子体験事業ごとにおおむね５者を協定候補者

として選定します。

なお、二次審査は１者あたりおおむね30分（プレゼンテーション10分、ヒアリング20分）とします。

プレゼンテーションの説明者は、本事業を主に担当する予定の者を含む３名以内とします。

審査結果は令和９年２月上旬を目途に、書面（電子メール）により通知します。

７－７ 評価項目・評価基準

募集要領別紙３のとおり

※評価項目・評価基準は、対象事業ごとに異なります。

なお、既存の対象事業の実施状況を踏まえ、地域バランスを考慮して選定します。

８ 協定締結候補者との協議

区は、上記審査後、協定締結候補者と協議し、協定の詳細な内容を決定します。

９ 情報公開

本件業者審査情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 条）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（募集要領別紙４）に準じて取扱います。

10 その他事項

⑴ 提出書類の作成および提出等に係る費用は応募事業者の負担となります。

⑵ 提出された書類は返却しません。区の所定の保存期間経過後に廃棄します。

⑶ 応募書類提出から協定締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。

⑷ 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効の取扱いとするとともに、虚偽の記載をした応募事業者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。

⑸ 提出された書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。

⑹ 本件で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。

⑺ 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募事業者が負うこととします。

⑻ 本件にかかる予算が成立しない場合、区は協定を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う応募事業者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。

⑼ 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定

めるものとします。

11　問い合わせ先・担当

〒176-0012　練馬区豊玉北５-２８-３
練馬区教育委員会事務局　こども家庭部
在宅育児支援担当課　子育て事業係　大野・矢内
電話：０３-３９９３-１０５２　メール：ZAITAKU-IKUJI01@city.nerima.tokyo.jp